

平成二十六年十一月十四日受領
答 弁 第 五 八 号

内閣衆質一八七第五八号

平成二十六年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「吉田調書」を政府が公開したことに關する第三回質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「吉田調書」を政府が公開したことに關する第三回質問に對する
答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年十月二十四日内閣衆質一八七第二四号）一についてでお答えしたとおりである。

二について

御指摘の「閣議において、質問主意書の答弁書で公表しないと決めたもの」、「ある時、突然公表すること」及び「突然公表した事例」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。

三及び五について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年十月十日内閣衆質一八七第五号）一から四までについてお答えしたとおりである。

四について

政府としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づき質問に対して誠実に答弁している。